

川内村の県道 36 号の避難指示解除準備区域西端から県道 35 号に至り、楢葉町の避難指示解除準備区域南端まで通過するルート

県道 36 号及び県道 35 号上の空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) の分布を、図 10 の上図に折れ線で示した。また、図中には、各町村の区間を時速 40km で通過（片道走行）したときに運転手が受ける外部被ばく実効線量 (μSv) の試算結果を併記している。一方、図 10 の下図には、各区間ににおいて運転手が受ける外部被ばく実効線量を平面地図上に反映して示した。表 3 には、ルート③上の町村ごとに、運転手が受ける外部被ばく実効線量を整理した。

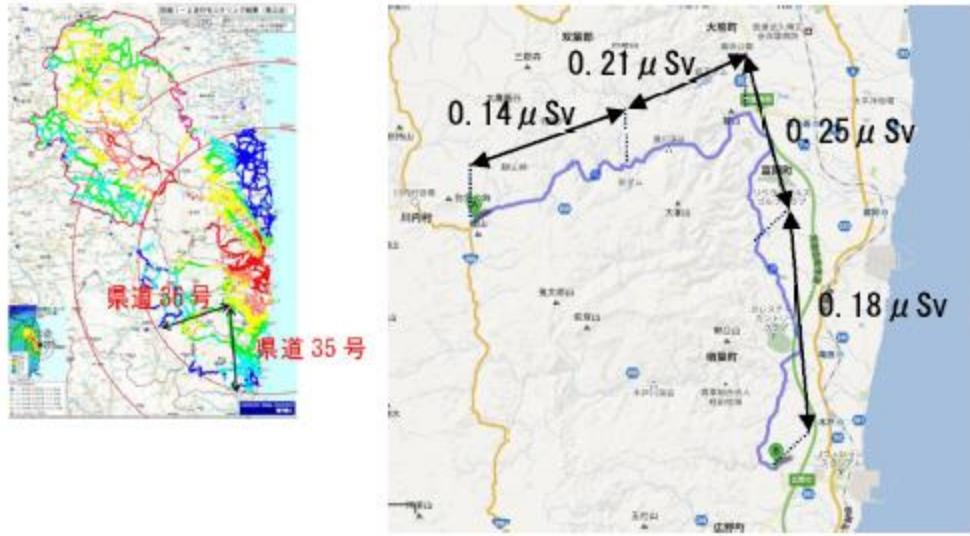
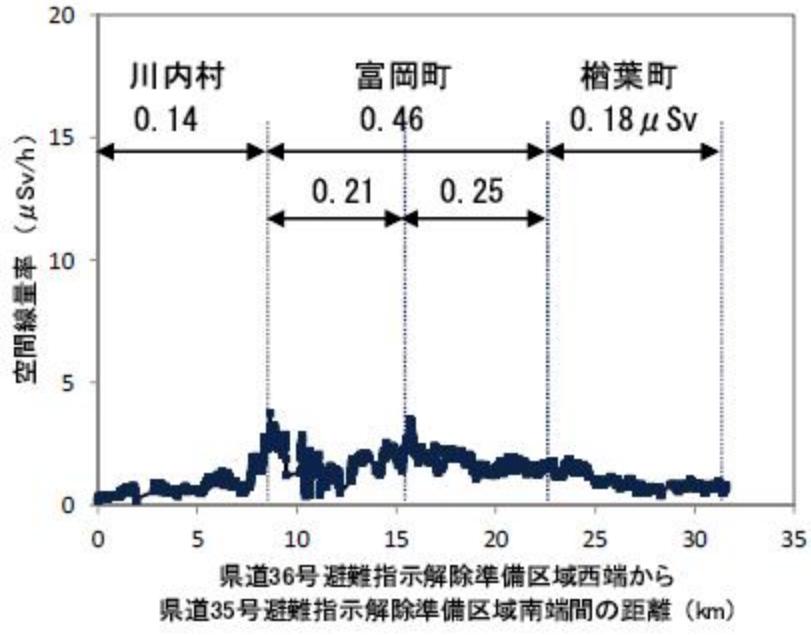


図 10 県道 36 号及び県道 35 号上の空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) の分布及び運転手の外部被ばく線量 (μSv) の試算結果

表 3 ルート③上の運転手の外部被ばく線量(μSv)の試算結果

<ルート③：県道36号～県道35号>

区間		距離 (km)	区間積算空間 線量*(μSv)	区間積算外部被ばく 実効線量*(μSv)
(5)	県道36号 川内村内	8.7	0.17	0.14
	県道36号 富岡町内	6.6	0.26	0.21
	県道35号 富岡町内	7.0	0.31	0.25
	県道35号 楠葉町内	9.3	0.22	0.18
合計 (県道36号川内村～県道35号 楠葉町=(5))		32	1.0	0.8

(* 時速40kmで通過した場合)

本ルートは、大部分が避難指示解除準備区域内であり、空間線量率は最大でも約4 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ である(図10参照)。本ルートを通過したときの積算の外部被ばく実効線量は約0.8 μSv である(表3参照)。

(4) ルート④

国道114号を川俣町の計画的避難区域西端からスタートして浪江町内を通過し、
国道6号に至り避難指示解除準備区域北端(南相馬市)まで通過するルート

国道144号及び国道399号上の空間線量率($\mu\text{Sv}/\text{h}$)の分布を、図11及び図12の上図にそれぞれ折れ線で示した。なお、国道399号は、ルート④に直接含まれない道路であるが、浪江町内で国道114号に接続することから、参考までにここに記載した。また、図中には、各町村の区間を時速40kmで通過(片道走行)したときに運転手が受ける外部被ばく実効線量(μSv)の試算結果を併記している。一方、図11及び図12の下図には、各区間に於いて運転手が受ける外部被ばく実効線量を平面地図上に反映して示した。表4には、ルート④上の町村ごとに、運転手が受ける外部被ばく実効線量を整理した。